

## 第3章 協働事業の実施と評価

### 1 協働事業とは

協働事業とは、行政と市民活動団体が「目的共有」・「対等」・「相互理解」・「公開」の4つの原則に基づいて実施する社会貢献事業(市民主体のまちづくり事業)をいいます。

協働事業の分野は、多岐にわたっており、協働の主体が企画段階から参画し、課題を共有し、役割と責任を明確にして実施することが求められます。また、透明性の確保の観点から事業の過程を公開し、その成果を評価して次の事業に活かすことが必要です。

#### (1) 協働事業の分野や活動

高岡市では、福祉、環境保全、観光・景観、防犯・防災、芸術・文化・スポーツ、施設管理、情報通信技術、国際理解・交流、地産地消・消費生活、イベント活動等、多岐にわたる分野で協働事業が実施されています。今後、地域課題や市民ニーズの多様化により協働事業も増加し、分野が拡大していくと考えられます。

#### (2) 効果が期待できる協働事業

効果が期待できる協働事業としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 特定の地域に密着して実施されるもの
- ・ 一定のエリアで地域住民が連携して実施されるもの
- ・ 多くの人々の参加を求めるもの
- ・ 行政が着手したことのない先駆的なもの
- ・ 専門的なサービスを必要とするもの
- ・ 制度の隙間を埋めるような、きめ細やかな対応が求められるもの
- ・ 市民が主体的に活動することが求められるもの

#### (3) 協働事業の形態・内容

公的施設の管理運営や企画に関するもの

市民活動団体の持つ柔軟な発想や専門性を活かすことにより、利用者である市民のニーズに対応した満足度の高い施設になることが期待できます。

特定の地域の課題解決に関するもの

中心市街地の活性化や環境保護、公園・広場づくり等、地域の実情に合わせ、地域住民の知恵と協力を必要とする事業に効果的です。

#### 各種イベントに関するもの

企画段階から市民活動団体が参画することにより、斬新な発想で、柔軟で多様な事業展開が期待できます。

#### 講座・講習会の開催に関するもの

市民活動団体の豊かな経験や知識・技術、人的ネットワーク、事業運営のノウハウは協働に適しています。

#### 調査・研究に関するもの

特定の地区、または分野を対象とする調査等については、市民活動団体のもつ専門性や柔軟性、ボランティアなどの機動力を活かした、きめ細かい調査・研究が期待できます。

#### マンパワーが必要な分野に関するもの

幅広い市民の組織力、地域住民の協力は、清掃、環境美化活動、防犯・防災活動等、多くの市民の協力を必要とする事業に効果的です。

#### 広報・啓発に関するもの

市民活動団体のもつ幅広いネットワークやビデオづくりなどのノウハウは、広報啓発に関する事業に効果的です。

#### 外部診断・評価に関するもの

行政が行う事業やサービスについて、行政とは異なる市民の視点に基づいた的確な評価が期待できます。

#### 政策形成に関するもの

高い専門性や地域性を持ち、実践活動を行っている市民活動団体は、効果的な政策提案を行うことが可能であり、政策形成段階からの参画を求め、協働を行うことは有効です。

#### (4) 協働になじまない事業

布教など宗教的なもの、選挙活動など政治的なもの、法令または公序良俗に違反するもの、市民が望まないもの等は、協働になじまないものと考えられます。

#### (5) 協働事業の実施にあたっての留意事項

### 相互理解

協働事業の実施に際しては、協働の4つの原則を確認し、協働の主体同士が相手の活動内容やその特性、もてる力などを相互に理解することが大切です。

特に行政には、市民の自由な発想を大切に、受入れる姿勢が必要です。

### 事業実施に向けての協議

協働事業の手法の選定にあたっては、協働の主体同士、お互いの情報を交換し、スケジュールや双方の特性を活かす役割分担をはじめ、協力体制の確認など、細部の打合せを行い、最も効率的・効果的な手法を協議して選定します。

協働事業の実施に向けては、初期段階での協議が最も大切であり、十分な打ち合わせが必要です。

### 協定・契約の締結

事業内容を相互に確認して事業を実施するため、「協働協定書」を締結します。協働協定書には、事業目的、役割分担、責任の分担、事業費、実施期間、法律の遵守などの確認事項を記載します。

協働協定書を締結した後、仕様を定めた契約書を取り交わして実施します。

## 2 協働の手法

協働の多様な形態に対応するための行政手法は、次のような方法がありますが、行政は、考え方を明確にして実施する必要があります。

### (1) 補助・助成

市民活動団体が主体的に行う事業で、きめ細やかで先駆的な事業に行政が資金を提供するもの。財政基盤の弱い団体の自主的な活動を支援するもの。

### (2) 共催

市民活動団体と行政が共同で一つの事業を行うもので、市民活動団体の持つノウハウやネットワークが活かされます。

### (3) 委託

本来行政が行うべき事業について、市民活動団体が持っている技術や専門性、ネットワークが求められる事業に行政が資金を提供するもの。事業の実施主体は行政であり、事業の責任や成果も行政にあります。

（４）後援

市民活動団体が行う公益性が高い事業に対して、行政が後援名義の使用を認めて支援するもの。

（５）事業協力

市民活動団体と行政が、共通の目的推進のために、一定期間、公共施設の無償貸与や事業推進に関する情報提供など、対等な立場で協力するもの。

協定書を取り交わす場合は、取組みの目的、役割分担、責任の範囲、経費負担、事業期間などを取り決めておく必要があります。

（６）その他

協働の主体・手法も多様な組み合わせがあり、行政の支援の方法も実情に応じたものが求められます。

### 3 市民提案型協働モデル事業

市民提案型協働モデル事業は、市民の自由な発想による提案事業を募集し、提案団体と行政の双方が、企画段階から知恵を出し合ってまちの課題解決に取り組む事業で、良い実践事例となるような事業です。協働推進の初期段階において、市民と行政が協働の理解を深めるために効果的な事業として実施するものです。

協働の実践モデルを広く市民に公開することによって、協働事業の理解が深まります。また、協働事業の実践を積み重ねることによって、行政と市民の協働が円滑に推進され、新しい公共サービスの創出が期待されます。

### 4 協働事業のプロセスの公開と評価

（１）協働のプロセスの公開

事業の企画段階から双方が持っている情報を公開・共有することにより、事業が必要とされる地域の関心や理解が深まります。地域の実情を知り、現場からの提案、参加を得ることにより合理的な判断ができるようになります。また、地域課題をより多くの市民と共有し、課題解決に取り組むことによって、人々の主体的な課題解決能力や自治意識を高め、協働を促進します。

協働事業の取組みについては、広く公開することが市民の理解と参加を促進すると考えられます。

## （2）事業評価

事業実施後においては、具体的な協働事業の内容に関する目標を達成できたか、協働することでどんな効果があったのか、手法は適切であったのか、どのような問題点があったのかという評価が大切になります。

まず実施主体が、それぞれの立場から協働の効果や相互の関係を検証する自己点検を行います。それから双方で点検結果を持ち寄り、成果、改善点等を検討し、その結果を次の事業展開や他の協働事業の参考として効果的に活かします。

### 点検項目

- 「目的共有」「対等」「相互理解」「公開」の原則を尊重して実施できたか
- 協働事業の直接的なねらいは実現できたか
- 協働の手法は適切であったか
- 協働による事業効果があったか
- 予算は適切であったか
- 受益者・事業実施者が共に事業を通じて十分満足を得られたか
- 市民の理解や参加が得られたか
- 行政内部での理解や協力が広がったか
- ネットワークが広がったか
- 相手への信頼が高まったか
- 今後の事業の推進に役立つ知識やノウハウを蓄積できたか

また、事業の対象とする地域やグループ・市民などの「受益者」が、事業を通じて満足を得られたか、事業によるメリットを受けることができたかを点検し、事業の成果を把握する必要があります。

また、当事者評価に加え、広く市民に事業の成果を公開し、評価を受けることにより、協働に対する理解を深め、成功体験が次につながるよう、事業の公開性・透明性を高めることが重要です。

事業の評価は、協働による事業の質や効果を高め、協働を地域に広げることを目指します。